

地域指定年度	昭和 46 年度
計画策定年度	昭和 46 年度
計画見直し年度	昭和 51 年度 平成 9 年度 平成 13 年度 平成 17 年度 平成 18 年度 平成 23 年度 令和 5 年度

名寄市農業振興地域整備計画書

令和5年 4 月

北海道名寄市

目 次

第1 農用地利用計画..... 1	第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画..... 18
1 土地利用区分の方向..... 1	1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向..... 18
(1) 土地利用の方向..... 1	2 農業を担うべき者のための支援の活動... 18
(2) 農業上の土地利用の方向..... 4	3 森林の整備その他林業の振興との関連... 18
2 農用地利用計画..... 5	第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画... 19
第2 農業生産基盤の整備開発計画..... 6	1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標... 19
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向..... 6	2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策..... 20
2 農業生産基盤整備開発計画..... 9	3 農業従事者就業促進施設..... 20
3 森林の整備その他林業の振興との関連... 9	4 森林の整備その他林業の振興との関連... 20
4 他事業との関係..... 9	第8 生活環境施設の整備計画..... 21
第3 農用地等の保全計画..... 10	1 生活環境施設の整備の目標..... 21
1 農用地等の保全の方向..... 10	2 生活環境施設整備計画..... 21
2 農用地等保全整備計画..... 10	3 森林の整備その他林業の振興との関連... 21
3 農用地等の保全のための活動..... 10	4 その他の施設の整備に係る事業との関連... 21
4 森林の整備その他林業の振興との関連... 10	第9 付図..... 22
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画..... 11	別記 農用地利用計画..... 23
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向..... 11	(1) 農用地区域..... 23
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標..... 11	(2) 用途区分..... 24
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向... 13	
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策..... 13	
3 森林の整備その他林業の振興との関連... 14	
第5 農業近代化施設の整備計画..... 15	
1 農業近代化施設の整備の方向..... 15	
2 農業近代化施設整備計画..... 17	
3 森林の整備その他林業の振興との関連... 17	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、北海道上川管内の北部に位置し、東は上川郡下川町と紋別郡雄武町に、南は士別市に、西は雨竜郡幌加内町に、北は中川郡美深町と接し、535.20 km²の行政面積を有している。

名寄市は昭和29年に名寄町と智恵文村が合併し、昭和31年に市制施行され、平成18年3月27日には名寄市と風連町が合併し現在に至っている。

地形は、東部を北見山地が南北に連なり、西部を雨竜山系に囲まれた名寄盆地のほぼ中央に位置し、中央部を天塩川が南北に貫流し、東方から名寄川、風連別川が合流している。

気候は、内陸性気候のため寒暖の差が大きく、厳寒期には最低気温が-25℃を下回り、温暖期には最高気温が30℃を超える。平年値で年平均気温は5.8℃、年間降水量1,006.8mm、最大積雪深109.0cmである。

本市の中央をJR北海道の宗谷本線と国道40号線が南北に縦貫し、東には国道239号線がオホーツク海に向けて通り、また、国道40号名寄バイパスが北に向けて伸びている。これらのことから、本市は古くから交通の要衝として栄え、上川北部の中核都市的性格を有している。

人口は、昭和35年の国勢調査の48,180人（旧名寄35,859人、旧風連12,321人）をピークに減少し、令和2年の国勢調査人口は27,282人となっている。

農業と農業以外の土地利用の方向については、都市計画との調整、山林・原野の農用地としての利用可能地の確保、農用地として利用不可能な土地の林地としての活用など、土地の有効活用を図る上で長期的展望に立った総合的な土地利用計画を設定する。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R3年)	11,079	35.7	88	0.3	12,545 (0)	40.5	55	0.2	284	0.9	6,958	22.4	31,009	100
目標	10,698	34.5	95	0.3	12,931 (0)	41.7	55	0.2	284	0.9	6,946	22.4	31,009	100
増減	-381	/	7	/	386	/	0	/	0	/	-12	/	0	/

(注) ()内は混牧林地面積である

第1 農用地利用計画

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内の現況農用地のうち、下記のa～cに該当する農用地で、次表の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地について、農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の具体的な名称及び計画名	位置(集落名等)	面積			備考
		農用地(ha)	森林その他(ha)	計(ha)	
該当なし					
計					

a 集団的に存在する農用地

10ha以上の集団的な農用地

b 土地改良事業またはこれに準ずる事業(防災事業を除く)の施行に係る区域内にある土地

該当無し

c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

該当無し

第1 農用地利用計画

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び比較的大規模の土地改良施設用地について、農用地区域を設定する。

土地改良施設の名称	位置(集落名等)	面積	土地改良施設等の種類
該当なし			

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置(集落名)	面積	農業用施設の種類
該当なし			

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

土地の種類	所在(区域)	所有者または管理者	面積(ha)	利用しようとする用途	備考
該当なし					

第1 農用地利用計画

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域は中央部の名寄地区、北部に位置する智恵文地区、南部の風連地区に区分でき、名寄地区は天塩川、名寄川流域を中心に平坦部の稲作地帯、丘陵部の畑作・酪農地帯から、智恵文地区は平坦部の畑作地帯と丘陵部の酪農地帯から、風連地区は天塩川、風連別川流域を中心に平坦部の稲作地帯、丘陵部の畑作・酪農地帯からなっている。

今後における土地利用の方向については、「第2次名寄市農業・農村振興計画」の施策を着実に推進するとともに、農地の地力向上や土地基盤整備、さらには生産環境の美化等を進め、生態系の維持や水源涵養など農地の持つ多面的機能の維持増進に考慮しながら、化学肥料や農薬の使用を減じた消費者の求める安全で安心な、品質の良い農畜産物を供給するため、優良農地の維持確保並びに農地の高度利用を図る。

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
名寄市	10,986	10,601	-385	92	97	5	0	0	0	89	95	6	11,167	10,793	-374	0
計	10,986	10,601	-385	92	97	5	0	0	0	89	95	6	11,167	10,793	-374	0

イ 用途区分の構想

(ア) A地区（名寄地区）

天塩川水系に属する平坦部の農用地は主に田もしくは畑として利用されている。田については2回目の圃場整備事業が完了しており、他の地区においても、農地の利用集積により作業の効率化、生産の低コスト化を一層進め、農業経営の安定化を図り、今後とも田としての利用を基本としていく。畑については、そのほとんどが田に隣接する小規模なものであることから、経営所得安定対策（水田活用直接支払交付金）に係る転作田を含めた複合経営により、田と一体となった土地利用を進める。

(イ) B地区（智恵文地区）

智恵文地区の農用地は天塩川水系に属する平坦部から丘陵地帯、山麓へと展開している。田についてはそのほとんどが畑に点在する小規模なもので、一部を除き経営所得安定対策（水田活用直接支払交付金）に係る転作田として畑作利用が固定化されており、今後とも畑としての利用を基本に進める。畑については、固定化された転作田とともに土地基盤整備事業が実施されており、今後においても畑作を中心とした、酪農畜産、野菜作による畑としての利用を進める。

第1 農用地利用計画

(ウ) C地区(風連地区)

天塩川水系に属する平坦地から東西の丘陵地帯にわたる農用地は、主に田もしくは畑として利用されている。田についてはほとんどが圃場整備を完了しており、農地の利用集積により生産の低コスト化と作業の効率化を一層進め、農業経営の安定化を図り、今後とも田としての利用を基本とする。畑については、平坦地ではそのほとんどが田に隣接した小規模なものであることから、水田農業構造改革対策(産地確立対策)に係る転作田を含めた複合経営により、田と一体となった土地利用を進める。丘陵地帯の畑にあつては、転作田と一体となった畑作物や酪農畜産、野菜作による畑としての利用を進める。

ウ 特別な用途区分の構想

(ア) A、B、C地区

該当無し

2 農用地利用計画

別記のとおりとする

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の農用地は、傾斜度が田は約8割が1/100以下のなだらかな地形に位置し、畑についてもなだらかな地形が多いが、比較的傾斜の強い8～15度のところに約13%が分布している。

土地基盤の整備状況については、稲作を中心とする地域については、国営、道営、団体営等のかんがい排水事業が終了し、個人または道営等の圃場整備事業について、一部の地域を除きほぼ全域で完了している。また、圃場の大区画化や用排水の改良を総合的に進めるため、道営農地集積加速化基盤整備事業を実施するなど、農地の再整備が進められている。今後も、農地の利用集積を推進しながら計画的に生産基盤の整備を進める。

畑作地帯については、智恵文地区においては緊急畑地帯総合整備事業、風連地区の東部では土地改良総合整備事業、緊急畑地帯総合整備事業が実施され、暗渠排水や土層改良など土地基盤の整備が図られ、経営規模が拡大している。一方、早期に整備を終えた圃場では施設の老朽化が進行し、農業機械の大型化に伴う踏圧障害対策や草地の経年劣化対策が必要なため、土層改良や排水改良、草地改良事業等を推進していく。

(ア) A地区（名寄地区）

① A-1区域、A-2区域

天塩川支流名寄川流域のほとんどが田として利用されており、田のほとんどが道営圃場整備事業を完了している。今後とも、経営所得安定対策（水田活用直接支払交付金）に係る転作田を含め、田の有効利用を図っていく。

丘陵・山間地は酪農畜産地帯として畑（主に牧草地）の利用が行われており、昭和49年から62年にかけて国営農地開発事業が実施され、市営牧場等の農地改良を含め、農地造成及び改良680ha、農道21kmが整備され、大型機械体系による酪農経営が確立されている。

② A-3区域、A-4区域

天塩川流域に広がる本区域は名寄地区の稲作の中核地域であり、田のほとんどが道営圃場整備事業と道営土地改良総合整備事業により完了したが、曙地区においてはJR深名線跡地処理も含め農地の利用集積と圃場の大区画化を図るため、道営担い手育成型・区画整理型圃場整備事業を実施した。

大型機械化体系に対応しうる条件が整っており、農業機械や育苗施設等の共同利用も進められていることから、今後においても機械や施設の共同利用組織の整備を進め、労働の合理化、機械経費の節減などによる低コスト生産体制の確立を図る。

畑についてはそのほとんどが田に介在しているもので、ほとんどが基盤整備を終えていることから、今後とも田と一体となった利用を進める。

③ A-5 区域

本区域は山間・丘陵地帯が中心であり、瑞穂地区においては、農用地のほとんどを昭和48年に完了した団体営圃場整備事業と平成2年に完了した道営土地改良総合整備事業で整備しており、さらに昭和61年からは道営農地開発事業が実施され、75haの農地開発が進められた。このことから道道名寄遠別線沿いは田としての利用、丘陵・山間地は草地としての利用を進める。

弥生地区については、昭和55年に完了した直轄明渠排水事業により初茶志内川及びその支流が整備されたのに伴い暗渠排水が整備され、湿地帯の解消と農業災害の防止がなされ、また、昭和50年から53年にかけて畜産基地建設事業が実施され、既存農地の改良を含め192haが造成・改良された。この地区の田はそのほとんどが経営所得安定対策（水田活用直接支払交付金）に係る転作田として畑地利用がされているため、丘陵・山間地を含め畑・草地としての利用を進める。

(イ) B地区（智恵文地区）

B-1 区域、B-2 区域、B-3 区域、B-4 区域、B-5 区域

本地区の農用地は、天塩川水系に属する平坦部から丘陵・山間地へと展開している。

土地基盤の整備状況は、平坦部を中心に1,263haを受益地として、昭和50年から平成8年まで道営畑地帯総合土地改良事業が実施され、平成7年から道営緊急畑地帯総合整備事業が実施され、平成30年から道営農地整備事業が実施されており令和7年度に完了予定であり、暗渠排水、土層改良、農道整備等、総合的な生産基盤の整備が行われた。また、丘陵・山間地は、昭和49年から58年にかけて国営農地開発事業が、昭和50年から53年にかけて畜産基地建設事業が実施され、既存農地の改良を含め780haの造成・改良が行われた。

なお、地区内の田については、そのほとんどが畑に点在する小規模なもので、一部を除き経営所得安定対策（水田活用直接支払交付金）に係る転作田として畑利用が固定化されており、ほとんどが畑とともに土地基盤整備を実施している。

農道については、これまでも上記の基盤整備事業で整備が進められてきたが、未整備路線が多く農産物の搬出輸送等に支障をきたしていることから、今後も計画的に整備を進める。

(ウ) C地区（風連地区）

① C-1 区域

本区域の農用地は、天塩川流域の平坦部から丘陵部へと田が展開し、丘陵部から山間部へ畑が展開している。

土地基盤については、本区域の中央部から北部にかけて昭和63年から道営圃場整備事業が実施され、区画整理、用排水施設、暗渠排水施設、農道等が整備された。田については水利組合の未整備区域も含め、今後も田としての利用を進める。畑については経営所得安定対策（水田活用直接支払交付金）に係る転作田と合わせ、畑作や野菜作の利用を進め、田と合わせて畑作・野菜作の複合的な経営を目指す。

② C-2 区域

天塩川流域及び風連別川流域に広がる本区域は、風連地区の稲作の中核地域であり、田のほとんどが道営圃場整備事業等による基盤整備事業を完了しており、早期に完了した一部の圃場では、平成17年から圃場の大区画化や暗渠排水などの経営体育成基盤整備事業に取り組んでいる。今後も、農地の利用集積を進め生産コストの軽減を図りながら、田としての利用を進める。

平坦地における畑については、ほとんどが田に介在する小規模のものであり、経営所得安定対策（水田活用直接支払交付金）に係る転作田と合わせ、畑作・野菜作等の複合的な利用を進める。丘陵地帯の畑については畑作、野菜作が進められているが、今後も畑としての利用を進める。

③ C-3 区域

本区域は風連別川の上流に位置し、風連ダムを水源とした比較的平坦な土地は田として利用されており、その周辺から丘陵地帯に畑・草地が広がっている。田については昭和61年から圃場整備事業が実施され、畑の一部については平成10年から緊急畑地帯総合整備事業が実施された。

今後とも、田については、田としての利用を進めるとともに、経営所得安定対策（水田活用直接支払交付金）に係る転作田による畑作・野菜作と合わせて複合的な経営を目指す。畑については、経営所得安定対策（水田活用直接支払交付金）に係る転作田と合わせて、畑作、野菜作、草地としての利用を進める。

④ C-4 区域

本区域は風連地区東側の丘陵地・沢地帯に位置し、沢地帯及び傾斜の緩い丘陵には田が分布し、丘陵地を中心に畑が広がっている。田については、河川敷地等の関係から道営等の圃場整備事業は取り組まれていない。田の今後の利用については、田としての利用を基本とし、経営所得安定対策（水田活用直接支払交付金）に係る転作田の畑作・野菜作と合わせて複合的な経営を目指す。畑については、経営所得安定対策（水田活用直接支払交付金）に係る転作田と合わせて、畑作・野菜作の利用を進める。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
道営農地整備事業	区画整理 500.5ha	ちえぶん地区	500.5	1	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

林地から農用地への編入については、ほぼ完了している。今後の編入についても、十分調整を行い無秩序な開発の防止に努める。一方、山間部の傾斜地等農地としての利用不適地については、林地に転換し環境の保全に努める。

4 他事業との関係

農振地域内を流れる中小河川は未改修のものが多く、農業振興上支障があるため改修の推進に努める。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業生産における最も基礎的な資源である農地は、農業生産活動により国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を発揮しているが、いったん荒廃するとその回復が困難であるとともに、その虫食いのない廃は周辺農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがある。

このことから、離農農家や規模縮小農家の農地については、認定農業者等担い手への利用集積と効率的な利用を促進し、中山間地域等においては生産条件の不利を補正するための支援措置などにより、耕作放棄地の発生防止と解消に努め、優良農地の適正な保全管理に努める。

一方、エゾシカによる農業被害を防止するため、侵入防止対策等を推進する。

また、農業・農村の持つ多面的機能等の維持増進を図るため、農業者だけでなく地域住民等の多様な主体の参画により、農用地や農村環境の良好な保全に努める。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
該当なし					

3 農用地等の保全のための活動

離農等による優良農地の遊休化を防止するため、地域における農地の利用調整活動を推進するとともに、担い手の育成・確保にむけた諸活動を支援し、農地の担い手へ利用集積と効率的な利用を促進する。

また、農地・農業用施設等の保全や農業・農村の持つ多面的機能の維持増進のため、農業者だけでなく多様な主体の参画による共同活動の支援を推進する。

中山間地域等生産条件が不利な農地については、耕作放棄地発生を防止し多面的機能を確保するため、生産条件の格差を補正するための支援を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

農地としての利用不適な土地については、土地資源の有効活用の観点から林地への転換を進め、農地への開発可能地の造成については、林業振興施策や土地保全との関連について弊害の生じないよう調整を図り、総合的な土地利用を推進する。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

A地区（名寄地区）、C地区（風連地区）については、水稻を中心とした経営となっており、安全安心の高品質米の安定的な生産を目指すとともに、経営所得安定対策（水田活用直接支払交付金）に係る転作田と合わせて畑作、野菜作の複合経営による経営の確立を目指す。

B地区（智恵文地区）については、畑作を中心とした経営となっており、野菜作との複合経営により経営の確立を目指す。

	営農類型	経営規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化目標面積 (ha)
個別 経営 体	①水稻専業	20.0ha	水稻 20.0ha	27	—
	②水稻・畑作	18.5ha	水稻 14.0ha 秋小麦 2.4ha 大豆 2.1ha	76	—
	③水稻・畑作・露地野菜	8.5ha	水稻 6.2ha 大豆 1.0ha スイートコーン 0.4ha アスパラガス 0.9ha	120	—
	④水稻・畑作・施設野菜	7.5ha	水稻 5.1ha 小麦 1.5ha スイートコーン 0.4ha アスパラガス 0.5ha	34	—
	⑤水稻・露地野菜・施設野菜	15ha	水稻 12.5ha スイートコーン 2.5ha	6	—
	⑥水稻・畑作・花き	5.5ha	水稻 4.2ha 小麦 1.0ha 花き 0.3ha	8	—
	⑦畑作・野菜	20.0ha	小麦 3.3ha 大豆 3.3ha 馬鈴しょ 3.3ha てん菜 3.3ha スイートコーン 3.3ha 南瓜 3.4ha 食用ゆり 0.1ha	74	—
	⑧野菜専業	8.3ha	アスパラガス 1.2ha トマト 0.7ha スイートコーン 0.7ha そば 2.0ha 南瓜 3.7ha	6	—
	⑨野菜・畑作	20.0ha	アスパラガス 2.0ha レタス 1.0ha スイートコーン 3.6 南瓜 4.0ha 小麦 2.0ha 小豆 3.0ha 馬鈴薯 4.4ha	8	—
	⑩野菜・水稻（新規参入）	4.0ha	水稻 2.4ha スイートコーン 1.0ha アスパラガス 0.5ha 薬草 0.1ha	0	—

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

	営農類型	経営規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化目標面積 (ha)
個別経営体	①野菜・畑作（新規参入）	3.0ha	ミニトマト 0.2ha 南瓜 0.5ha スイートコーン 0.5ha 白菜 0.2ha レタス 0.2ha アスパラガス 0.4ha 緑肥 1.0ha	0	—
	②水稲+畑作（新規参入）	11.0ha	水稲 9.8ha 大豆 1.2ha		
	③養豚専業	3812頭	繁殖雌豚 140頭 繁殖雄豚 12頭 肥育豚 3600頭 淘汰豚 60頭	2	—
	④酪農専業（スタンション）	91頭 42.0ha	成牛牝 62頭 うち経産牛 50頭 育成牛 29頭 牧草地（乾草） 16.0ha 牧草地（サイレージ） 19.0ha サイレージ用トウモロコシ 7.0ha 草地更新（5.0ha）	13	—
	⑤酪農専業（フリーストール）	205頭 80.0ha	成牛牝 140頭 うち経産牛 137頭 育成牛 65頭 牧草地（乾草） 5.0ha 牧草地（サイレージ） 65.0ha サイレージ用トウモロコシ 10.0ha 草地更新（10.0ha）	2	—
	⑥酪農専業（スタンション・新規参入）	70頭 30.0ha	成牛牝 45頭 うち経産牛 40頭 育成牛 25頭 採草地 20.0ha 放牧地 10.0ha 草地更新（2.0ha） 経営面積 30ha	0	—
	⑦その他			14	
組織経営体	①水稲・畑作・野菜	32.0ha 構成戸数3戸	水稲 20.4ha 小麦 1.0ha 大豆 1.5ha アスパラガス 3.0ha キャベツ 3.0ha 南瓜 2.5ha 食用ゆり 0.6ha	0	—
	②水稲・花き・野菜	25.3ha 構成戸数3戸	水稲 22.0ha 花き 0.3ha アスパラガス 3.0ha	0	—
	③野菜・畑作	40.0ha 構成戸数3戸	白菜 5.0ha キャベツ 6.0ha アスパラガス 6.0ha 南瓜 5.0ha スイートコーン 15.0ha てん菜 3.0ha	4	—
	④酪農専業（フリーストール）	585頭 300.0ha	成牛牝 415頭 うち経産牛 400頭 育成牛 170頭 牧草地（乾草） 17.0ha 牧草地（サイレージ） 253.0ha サイレージ用トウモロコシ 30.0ha 草地更新（39.0ha）	1	—
	⑤その他			10	—

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農地の利用調整を推進するとともに、農業経営基盤強化促進事業や農地保有合理化事業等を効果的に活用し、農地の担い手への利用集積や効率的な土地利用を目指す。また、機械や施設の共同利用を推進するとともに、農作業の共同化等のための地域農業システムやコントラクターの育成を進め、ゆとりある農業経営と低コストで効率的な農業の確立を目指す。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本村の地域特性、すなわち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

(1) 認定農業者等の育成対策

市、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等関係機関が農業経営改善指導センターとなり、経営相談やフォローアップ活動、研修等担い手への支援策を実施することにより、認定農業者等の育成確保を図る。

(2) 農用地の集団化対策

離農者や規模縮小農家の農地を担い手に集積するにあたり、農業委員による土地の利用調整を推進し、集団化・連担化した条件で利用集積されるよう努める。

(3) 農業経営基盤強化促進事業、農地保有合理化事業、農地移動適正化あっせん事業等農用地の流動化対策

市、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合等関係機関の連携を強化し、担い手への農地利用集積を図るため、農業委員による土地の利用調整活動及び農業委員会による農地移動適正化あっせん事業を推進し、農業経営基盤強化促進事業、農地保有合理化事業等の農地の流動化対策を進める。

(4) 農作業の受委託の促進対策

農業者の高齢化や担い手不足による農業労働負担軽減に向け、市、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合等関係機関と連携し、コントラクターや地域農業システムの育成を進め、農作業受委託を推進する。

(5) 農作業の共同化対策

農地の保全に向け、小規模兼業農家等と担い手が労働力を補完し合える体制作りのため、地域農業システムの育成を進め、農作業の共同化を推進する。

(6) 農業生産組織の活動促進対策

農地の効率的な利用や農業生産の低コスト化を図るため、農業機械や施設の共同利用に取り組む農業生産組織、農作業受委託や農作業の共同化に取り組むコントラクターや地域農業システムの育成を推進する。

(7) 地力の維持増進対策

農地の効率的な利用と安全で安心な農産物の生産に向け、市、農業改良普及センター、農業協同組合等関係機関が連携し、緑肥・堆きゅう肥・圃場副産物を利用した有機物の施用による地力の維持・増進、耕種農家と畜産農家との連携による堆肥の施用、輪作体系の確立など、作物にあった土づくりを推進する。また、農業振興センターを活用した土壌診断に基づく施肥改善などの営農指導に努める。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特に関連無し

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本地域では、水稻を主体とする畑作物や野菜との複合経営、畑作物や野菜との複合経営、酪農・畜産が展開されている。気象条件や土地条件から、重点作目を「米、小麦、大豆、てん菜、重点振興作物、飼料作物、酪農」とし、次に掲げる農業近代化施設の整備を図り、生産の合理化を図るとともに機械施設の効率的利用に努め、生産コストの低減や品質の高位平準化を図る。

・米

生産基盤を生かしながら、栽培技術の向上等により高品質米の生産を積極的に取り組み、安全・安心な米の安定生産を進める。

日本一の作付面積となったもち米については、農業機械の共同利用を進めるとともに、全量乾燥調製施設の利用を促進し、低コスト化を、品質の均一化、大ロット生産に向けた取り組みを行う。

うるち米については、特別栽培米等による消費者との直接契約や、JA等による市内大型消費施設での利用による地産地消の取り組みを進める。

品質と水田面積の確保のため、従来型の栽培に加え、ICT技術の導入や省力化栽培等の検討を行う。

・小麦

国内産小麦の需要が高まりをみせていることから、実需ニーズを踏まえた品種の選定や、適正な輪作を基本として土壌分析に基づく栽培管理を徹底し、適期収穫に向けた体制の確立と品質・反収の向上に向けた取り組みを推進する。

・大豆

加工適性による実需ニーズを踏まえた品種の選定や、湿害対策・排水性の改善に取り組むとともに、適正な輪作を基本として土壌分析に基づく栽培管理を徹底し、適期収穫に向けた体制の確立と反収向上に向けた取り組みを推進する。

・てん菜

地力の増進と施肥の合理化など栽培技術の向上を促進し生産性の向上や品質の向上を図るとともに、輪作体系を確立し、需要動向に応じた指標に基づく計画的な生産を進める。

・重点振興作物

市の重点振興作物として、アスパラ、南瓜、馬鈴薯、スイートコーンの作付けを振興する。

地力の増進、適期施肥や、南瓜については輪作体系の確立、アスパラについては計画的な圃場更新など、馬鈴薯については施肥の合理化、種いもの全量更新など栽培技術の向上を促進するとともに、輪作体系を確立し、作付けの振興を図るそれぞれの作物ごとの栽培技術確立及び適切な技術指導により、生産性及び品質の向上を図る。また、集出荷施設、予冷施設、共同選果施設、中空洞判定機等の利用により、出荷規格の統一と流通体制の一元化により、産地としての確立を図るとともに、労働時間、品質向上及び生産コストの低減を図る。

・飼料作物

近年、転作作物として飼料作物の作付けが増加していることから、今後とも、飼料基盤に立脚した酪農畜産経営の維持のため、経年化した低位生産性草地の計画的な更新を図るとともに、家畜ふん尿や堆きゅう肥の有効利用や耕種農家との連携により、購入肥料費の節減を図るなど、良質で低コストな自給飼料の生産拡大を推進する。

・酪農

酪農については良質粗飼料の生産、哺育牛・育成牛管理の分業化による規模拡大と労働負担軽減のため、哺育・育成センター及びTMRセンターの活用による分業化を推進します。また、市営牧場は年次計画で牧場機能の改善と充実を図るなど、これらを活用した多様な経営方式による個別農家の経営改善に取り組む。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図 番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
共同施設利用	曙西生産組合 代掻きロータリー 3台	名寄地区	230.2	7	道北なよろ農協	—	
共同施設利用	瑞穂機械利用組合 代掻きロータリー	名寄地区	282.7	10	道北なよろ農協	—	
共同施設利用	砺波機械利用組合 代掻きロータリー	名寄地区	336.6	13	道北なよろ農協	—	
共同施設利用	内淵機械利用組合 代掻きロータリー	名寄地区	61.3	3	道北なよろ農協	—	
共同施設利用	名寄北西生産組合 汎用コンバイン	名寄地区	286.3	3	道北なよろ農協	—	
共同施設利用	豊栄南生産組合 ドローン	名寄地区	84	3	道北なよろ農協	—	
共同施設利用	内淵機械利用組合 ドローン	名寄地区	61.4	3	道北なよろ農協	—	
共同施設利用	瑞穂機械利用組合 ドローン	名寄地区	222.7	10	道北なよろ農協	—	
共同施設利用	名寄北西生産組合 クローラトラクター ディスクハロー	名寄地区	274.4	3	道北なよろ農協	—	
共同施設利用	瑞穂機械利用組合 リバーシブルブラウ	名寄地区	222.7	10	道北なよろ農協	—	
共同施設利用	砺波機械利用組合 自脱コンバイン 2台	名寄地区	329.4	13	道北なよろ農協	—	
共同施設利用	瑞穂機械利用組合 ブロードキャスター	名寄地区	222.7	10	道北なよろ農協	—	
共同施設利用	豊栄南生産組合 田植機 クローラトラスター ロータリー 自脱コンバイン	名寄地区	84	3	道北なよろ農協	—	
共同施設利用	瑞穂機械利用組合 自脱コンバイン	名寄地区	222.7	10	道北なよろ農協	—	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特に関連無し

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業従事者の高齢化や後継者不足が進行する中、農業経営の規模拡大や経営の複合化が急務であり、名寄市農業の持続的な展開を図るため、認定農業者の育成・確保をはじめ、農業経営の法人化の推進、農業後継者及び新規就農者の就農促進、農業経営及びこれに関連する活動への女性の参画機会の拡大、高齢者の活動の場の確保等を図る必要がある。このことから、地域農業を担う人材の掘り起こしのため、新規就農者募集フェアへの参加並びに市のHPや北海道農業公社などを通じて就農希望者へ情報発信を行うとともに、農業委員会や農業協同組合などと連携し、就農予定者や候補者の動向など情報共有を図りながら、就農促進に向けた取り組みを進める。今後確保すべき新規就農者については、農地の遊休化や農村コミュニティの衰退を未然に防止する観点から、令和8年度までに年次で農家後継の新規学卒者やUターンなどが5名、新規参入者2名で28名を目標とする。

このため、認定農業者の育成や農業外からの円滑な新規就農による担い手の育成・確保を図るため、研修内容やサポート体制のさらなる充実と農業振興センターでの研修機能強化を図るとともに、農村女性が担い手の一人として活躍できるよう技術や知識向上に向けた支援に取り組む。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
該当なし					

3 農業を担うべき者のための支援の活動

認定農業者や農業生産法人などの育成・確保と担い手への農地の集積を図るほか、農業参入を求める新規就農者に対応するため、地域の実情に応じた農地取得条件の検討や、地域としての受入体制の整備など、幅広い新規就農者の確保に向けた環境の整備を推進する。

新規就農者の就農にあたっては、経営開始時の負担軽減を図る助成措置や制度資金の融通など、関係機関や団体と連携し、総合的な就農支援策や専門的な技術研修を推進する。

一方、日本における農業技術の取得のための外国人研修生については、受け入れ環境の整備を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特に関連無し

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

単位：人

I	II	従業地								
		町内			町外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	農業、林業	5	1	6	0	0	0	5	1	6
	建設業	3	0	3	4	0	4	7	0	7
	製造業	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	運輸業、郵便業	2	0	2	1	0	1	3	0	3
	卸売業、小売業	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	宿泊業、飲食サービス業	0	1	1	0	0	0	0	1	1
	医療、福祉	0	6	6	0	0	0	0	6	6
	サービス業（その他）	0	1	1	1	0	1	1	1	2
	公務	0	1	1	0	0	0	0	1	1
その他	1	3	4	0	0	0	1	3	4	
小計		13	13	6	6	0	6	19	13	32
自営業兼	建設業	2	0	2	1	0	1	3	0	3
	生活関連サービス業、娯楽業	0	1	1	0	0	0	0	1	1
	教育、学習支援業	0	1	1	0	0	0	0	1	1
小計		2	2	4	1	0	1	3	2	5
出稼ぎ	農業、林業	0	0	0	1	0	1	1	0	1
	建設業	2	0	2	0	0	0	2	0	2
	製造業	1	0	1	5	0	5	6	0	6
	運輸業、郵便業	2	0	2	0	0	0	2	0	2
	卸売業、小売業	0	1	1	0	0	0	0	1	1
	生活関連サービス業、娯楽業	2	1	3	0	0	0	2	1	3
	医療、福祉	0	1	1	0	0	0	0	1	1
	複合サービス業	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	サービス業（その他）	18	5	23	4	0	4	22	5	27
その他	1	1	2	1	0	1	2	1	3	
小計		27	9	36	11	0	11	38	9	47
日雇・臨時雇	農業、林業	5	0	5	2	1	3	7	1	8
	建設業	16	1	17	4	0	4	2	1	21
	製造業	3	3	6	0	1	1	3	4	7
	運輸業、郵便業	6	0	6	1	0	1	7	0	7
	卸売業、小売業	1	1	2	1	0	1	2	1	3
	宿泊業、飲食サービス業	0	2	2	0	0	0	0	2	2
	生活関連サービス業、娯楽業	3	1	4	0	0	0	3	1	4
	教育、学習支援業	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	医療、福祉	0	1	1	0	1	1	0	2	2
	複合サービス業	1	0	1	1	0	1	2	0	2
	サービス業（その他）	19	1	2	1	0	1	2	1	21
	公務	1	1	2	0	0	0	1	1	2
	その他	5	4	9	1	0	1	6	4	10
小計		61	15	76	11	3	14	72	18	90
合計		103	39	142	29	3	32	136	45	174

(注1) 資料：アンケートによる

(注2) アンケートは営農している農家 491 戸に対し行い、155 件の有効回答に基づき集計した。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市の農業は、基幹産業として地域経済に大きな役割を果たしているが、若者の都市への流出などにより、人口の減少や高齢化が進行し、地域活力の減退が大きな課題となっている。

こうした状況に対処するため、効率的かつ安定的な農業経営の育成のため、農業従事者の農業生産技術向上等の向上を図るとともに、地場農畜産物を活用した農産物加工や産直・直売等の推進、ファームインなどのグリーンツーリズムの推進などにより、農業従事者の所得向上、就業機会の確保及び拡大を図る。

3 農業従事者就業促進施設

名寄市農産物簡易加工処理施設「あぐりん館」及び名寄市風連農畜産物加工施設「グリーンハウス」を利用し、地場農畜産物を活用した幅広い加工品の研究や加工技術の向上に対し支援を行う。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特に関連無し

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

これまで農業者の生活環境向上のため、集会施設や農村公園の整備が行われており、今後においても農業集落排水や道路網の整備など、生活環境の一層の向上を図るべく施設の整備を推進する。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置および規模	利用の範囲	対函番号	備考
個別排水処理 施設整備事業	名寄市	下水道計画区域外	1	合併処理浄化槽

3 森林の整備その他林業の振興との関連

国土保全や環境保全との調和を図りながら、地域の特性を生かした森林の施業の実施により、森林資源の増強を図る。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

特に関連無し

第9 付図

別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 生活環境施設整備計画図（付図6号）